

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援事業所 さい

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名	株式会社 さい
代表者名	代表取締役 溝口 均
所在地 (連絡先及び電話番号等)	山梨県南巨摩郡身延町切石421番地1号 (電話: 0556-42-6055 FAX: 0556-42-6056)
法人設立年月日	平成26年9月1日

事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 さい
所在地	山梨県南巨摩郡身延町切石421番地1号
事業者指定番号	山梨県指定第 1970701155号
サービス提供地域	身延町・甲府市

2 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	職員及び業務の管理を一元的に行う。	1名
介護支援専門員	当該事業の提供に当たる。	1名以上
その他の職員	その他の業務	必要人数

3 営業時間

平日	午前8時30分から午後5時30分
土・日・祭日	休業(年末年始12月30日より1月3日)

*電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4 サービス提供の主な内容及びサービス提供方針等

(1) サービス内容

- 1 要介護認定等の申請に係わる相談、助言
- 2 要介護認定等の申請に係わる代行
- 3 要介護認定等の申請に係わる調査の同席
- 4 居宅介護支援事業者等の情報提供
- 5 居宅サービス計画作成の課題分析
- 6 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意
- 7 居宅サービス計画の交付
- 8 主治医の意見の尊重
- 9 サービス担当者会議の開催
- 10 実地状況の把握
- 11 介護保険施設の紹介その他の便宜の提供
- 12 退院・退所の際の居宅サービス計画の作成
- 13 要介護認定等の更新の申請の援助
- 14 入院時の医療機関との情報共有・連携
- 15 医療系サービス利用者等の主治医への居宅サービス計画の交付
- 16 必要時の主治医や歯科医師、薬剤師への情報提供

(2) サービス提供方針

- 1 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて利用者が自立した日常生活を営むことができることを目的とする。
- 2 適正な居宅サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。
- 3 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めるものとする。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

5 利用料金

(1) 指定居宅介護支援事業を実施した場合の料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので全額給付されるので、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額返戻を受けられます。

要介護1・2 1086 単位

要介護3・4・5 1411 単位

(1単位 10円) ※甲府市 (1単位 10.14円)

*特別地域居宅介護支援加算により15%が加算されます。

*通常の事業の実施地域を越えて、厚生労働大臣中山間地域等、又は山梨県の定める特別地域加算対象地域に居住する利用者にサービスを提供している場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算により5%が加算されます。

(2) サービス提供実施地域外の地域の方は、介護支援専門員が訪問をする際、交通費実費負担がかかる場合があります。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定している場合は、別途の交通費はありません。

(3) 前項の費用の支払を受ける場合には、予め利用者または、その家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。保険者への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合も、料金は一切かかりません。

(5) 支払方法

料金が発生する場合は、月ごとの清算とし、翌月10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月末日までにお支払いください。お支払方法は、銀行振込、窓口支払い、口座自動引き落しの中から、お選び下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立ち、介護保険被保険者証の記載内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
被保険者の住所など変更があった場合は速やかにお知らせください。
- (2) 利用者及びその家族は事業者に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めたりすることができます。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
- (4) 利用者及びその家族は、利用者が入院した際には、要介護認定を受けている事を告げ、当事業所名、担当の介護支援専門員の氏名、連絡先等を医療機関へ伝えてください。

7 オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

8 利用者及び家族の情報の秘密保持

- (1) 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、秘密保持を厳守する。
- (2) 職員であった者が、退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- (3) サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、その家族の同意をあらかじめ文章により、得ておくこととする。

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

10 相談窓口、苦情対応

- (1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。
担当 居宅介護支援事業所 さい

TEL 0556-48-8556 FAX 0556-42-6056

- (2) その他

当事業所以外に、市町村役場の介護保険相談窓口及び国民健康保険団体連合会苦情相談直通窓口に苦情を申し立てることもできます。
◎国民健康保険団体連合会

TEL 055-233-9201 FAX 055-233-1204

11 個人情報の保護

- (1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイド」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 当事業者が得た利用者の個人情報については、当事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

12 感染症の予防及びまん延の防止の措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置
(委員会の開催、指針整備等)

13 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
- (4) 当事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14 ハラスメント対策

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 当事業所の概要

法人名・役職氏名 • 株式会社 さい
 • 代表取締役社長 溝口 均

名称・役職氏名 • 居宅介護支援事業所 さい
 • 管理者 望月 亞莉紗

事業所所在地 〒409-3304
 山梨県南巨摩郡身延町切石421番地1号
 電 話 0556-48-8556

指定居宅介護支援事業利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石421-1

事業者 株式会社 さい

代表者 代表取締役 溝口 均

名称 居宅介護支援事業所 さい

説明者 介護支援専門員

氏名 望月 亜莉沙

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援事業利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

TEL

氏名

利用者家族 住所

TEL

氏名

(続柄：)